

老人保健制度

70歳になったら手続きを

老人保健は、70歳以上（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）の人が安心して医療を受けられるよう、医療費の負担を軽くすることを目的としています。この制度を正しく理解し、役立てて、健康で明るい毎日を過ごしてください。



◆老人保健とは

70歳（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）になると、お医者さんにかかるときの一部負担金が軽減されます。

この場合、加入している健康保険の資格はそのまま老人保健制度の適用が受けられます。

◆老人保健で医療を受けるには

70歳の誕生日に、市からはがきで手続きの案内をお送りします。そのはがきと保険証を持って、期間内に保険年金課で手続きしてください。

手続きをすると、「老人医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。
誕生月の翌月から老人保健制度が適用されます。（ただし1日生まれの人は誕生月から）



◆お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、窓口で健康保険証、老人医療受給者証、健康手帳を提出して受診してください。



外来受診の場合

医療費の1割を負担

ただし、1カ月の負担上限額は次のようになります。

・院外処方が行われなかった人

病院・診療所では3,000円、
(5,000円)まで負担

(注)()内はベッド数が200以上の病院で医療を受けた場合

・院外処方が行われた人

病院・診療所では1,500円、
(2,500円)まで負担

薬局では1,500円、
(2,500円)まで負担

* 定額負担制を選択する診療所では1日800円を負担（1ヵ月4回まで負担）

◆お医者さんに支払うお金は
かかった医療費の原則1割を負担します。外来受診の場合と入院した場合の負担額は次のとおりです。

入院の場合

医療費の1割を負担

ただし、1カ月の負担上限額は1ヵ月37,200円。

- ・住民税非課税世帯などの人は、1ヵ月の上限額は24,600円
- ・住民税非課税世帯などで老齢福祉年金受給者は、1ヵ月の上限額は15,000円

(注) 入院の一部負担金の減額を受ける場合には、市が発行する認定証が必要です。申請方法などは保険年金課へ問い合わせてください。

老人保健に高額療養費が新設されました。くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

変わります こんどの選挙

参議院議員の任期満了に伴う選挙区選挙と比例代表選挙が、近く予定されています。この選挙が今までと違うのは、比例代表選挙の投票が、候補者名でも政党名でもできるようになった点です。新しい選挙制度で、あなたの大切な一票を投票してください。

◆このように改正されます

これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式（拘束名簿式）で、有権者は政党名を記載して投票しました。今回導入された非拘束名簿式は、有権者が候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する方式のため、当選させたい候補者を選ぶことができます。



投票日の投票時間は午前7時～午後8時です

市内で投票できる人

- 日本国民で満20歳以上の人
- 成田市に転入の届出をし、引き続き3ヶ月以上市内に住所がある人
- 成年被後見人、その他欠格事項に該当しない人

◆こんな人は不在者投票を

投票日当日、投票所に行けない人は、「不在者投票」をすることができます。

不在者投票できる人

- 投票日当日、仕事のため投票時間に間に合わない人
- レジャーや買い物などで投票区の区域外にいる人
- 病気・出産・身体障害などのために歩くのが困難な人
- 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や施設などに入所している人（市内では次の施設）
 - 成田赤十字病院、藤立病院、藤倉病院、成田病院、聖マリア記念病院、長寿園、玲光苑、百寿園、セントアンナナーシングホーム

◆不在者投票できる期間

受付期間は参議院選挙公示日から投票日の前日までです。土・日曜日や祝日も投票できます。

不在者投票のできる場所

- 指定病院や施設に入所中の人
 - 施設長に申し出れば、施設内で投票できます。
- 市外に滞在中の人
 - 市選挙管理委員会に投票用紙の請求書兼宣誓書を提出してください。滞在地の選挙管理委員会で投票できます。
- それ以外の人
 - 市選挙管理委員会（市役所4階）で投票できます。

（注）この記事は閣議決定される前に作成したため選挙期日について記載しておりません。

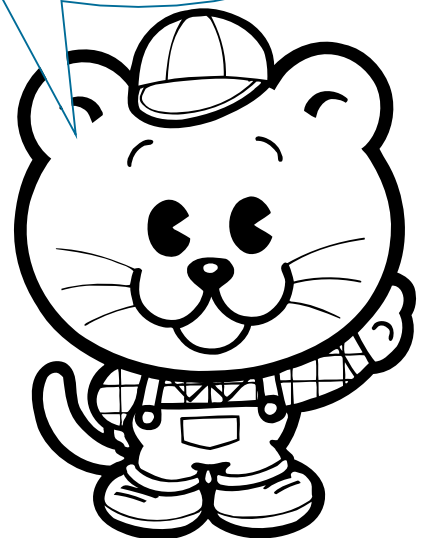
◆身体の不自由な人は郵便による投票を

身体障害者手帳 戦傷病者手帳
を持ち、障害が一定の要件に当てはまる人は、郵便による不在者投票

票ができます。この場合、「郵便投票証明書」が必要です。早めに手続きをしてください。

くわしくは市選挙管理委員会
☎22-11111。内線3152
へ。

こんどの比例代表選挙は
候補者名でも
政党名でも
投票できるんだ



水稲に薬剤散布

11日・12日・18日にヘリコプターで

成田市植物防疫協会では、水稲をイモチ病や紋枯病から守り、良質なお米を作るため、ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。また、ヘリコプターによる散布が難しい場所については、ラジコンヘリコプターで行います。作業予定時間は各地区とも午前4時30分～9時ごろです。ご迷惑をお掛けしますが、次のことに注意してください。

● 薬剤の散布時間が、一部通勤・通学時間帯に重なるため、区内の水田周辺の通行、駐車をなるべく避けるなど、薬剤がかか



ヘリコプターで効率よく害虫の防除

薬剤散布の期日と地域

期日	散布区域	散布方法
7月11日(水)	豊住、久住、八生、(押畑・山口・米野・宝田・上福田・下福田)	ヘリコプター
7月12日(木)	公津、中郷、遠山、八生(松崎・大竹)	ヘリコプター
7月18日(水)	八生(上福田・松崎)、中郷(赤荻)	ラジコンヘリコプター

らないようにしてください。散布薬剤は殺菌剤で、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万一薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落としてください。

心配なときは、保健センター(☎27 1111)または成田赤十字病院(☎22 2311)に相談してください。

洗濯物や寝具などは外に干さないようにし、小動物のかごなどにはカバーをするなどの措置をしてください。

なお、雨天や強風の場合は順延します。日程などに変更が生じる場合は、防災行政無線などでお知らせします。

節水

限りある水を
もつと大切に

これから夏を迎え、水の使用量が増える季節となります。しかし、水は限りある資源です。無駄な水利用を減らし、使い方を工夫して水を大切に使う習慣を身につけましょう。

蛇口の開け閉めをまめにすることも大事ですが、一度使った水を再利用すると、使用量を減らせることができます。各家庭で、次のようなことに気をつけるだけで節水につながります。

- ふろの残り湯は、洗濯やふき掃除・まき水などに使うと約100ℓの節約になります。
- 歯磨きは、水道を出しっぱなし

くわしくは農政課(☎20 541)へ。

成田市広報番組 (NCTV9チャンネル)

『なりた知っ得情報』

市の広報番組『なりた知っ得情報』が放送開始1周年になりました。

番組では、市民のみなさんにお知らせしたい情報を、身近な映像とともに放送しています。

また、特集コーナーでは、市政をより身近に感じていただくため、市の事業や市役所の部署紹介などをお知らせしています。

知って得する情報を、1日8回ケーブルテレビでお伝えしますので、ぜひご覧ください。放送日=毎日(情報は1日と15日に、特集コーナーは1日に変わります)

放送時間=午後0時20分・2時20分・4時20分・6時20分・8時20分・9時20分・10時20分・11時20分

くわしくは広報課(☎20-1503)へ。

くわしくは市水道部業務課(☎22 0269)へ。



にしないで、コップですると1回5ℓの節約になります。洗濯はバケツ洗い。バケツ5杯(30ℓ)の水と20分間の洗濯(420ℓ)は同じ効果で、390ℓの節約になります。油污れのひどい食器洗いは、紙などでふいてからため洗い。

空き地の管理

早めに雑草の刈り取りを
空き地に雑草が伸びる時期になりました。これを伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所になったり、蚊などの害虫が発生したり、周囲に大変迷惑をかけます。

また、刈った草を放置しておくと火災の原因にもなります。

空き地の所有者は、人の迷惑にならないよう、早めに草刈りをして、適切な管理をお願いします。

市では、草刈り機を無料で貸し出しています(刈刃と燃料は自己負担)ので、ご利用ください。

くわしくは環境対策課(☎20 1532)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

19日(木) 10時～3時

不動産相談 17日(火) 10時～正午

税務相談 17日(火) 10時～3時

外国人相談

12日(木)・26日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談 14日(土) 1時～4時

会場 中央公民館 会議室

商工観光課(電話は各相談会場へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 12日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 3日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 5日(木)・19日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 23日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)火・水・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



緊急時に支障をきたす路上駐車

救急車や消防車も立ち往生

狭い道路での駐車

自分の車1台だけならといった安易な気持ちで、路上に駐車する人が増えていきます。路上駐車は人や車の交通の妨げになるばかりでなく、消火・救急活動にも支障をきたすこととなります。

狭い道路に駐車すると、せつかく消防車や救急車が出動しても迅速に現場にたどり着けません。み

すみず初期消火や応急処置の機会を逃してしまい、とり返しのない結果となる場合も出てきます。狭い道や団地内での路上駐車をはやめましょう。

くわしくはお近くの消防署へ。

アイドリング・ストップ

エンジンをこまめに切ってクリーンな空気！

ドライバーのみならず、ちょっとした買い物で車を離れるときや駐車場で人を待っているとき、車のエンジンを掛けたままにしていませんか。

1台の乗用車が10分間のアイドリングをすると、90gの二酸化炭

素を排出し、0.14ℓの燃料が消費されます。アイドリング・ストップを心掛ければ、環境保全と燃料の節約になります。

空気のきれいな街、さわやかな青空を目指して、次のことに協力ください。

暖機運転は短めに！必要以上の暖機運転は燃料を余分に消費するだけではなく、環境を汚すことにもなります。

運転者が車から離れている間や荷物の積み降ろしの間は、積極的にアイドリング・ストップをしましょう。

休憩中、人待ち、客待ちのための停車中も積極的にアイドリング・ストップをしましょう。

くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

消費生活相談

Q & A

中古車の購入

A 中古車は年式・走行距離などで価値が異なりますので、注文するときは必ず現物を見ることが必要です。一度注文をしてしまうと、状態が少し違うだけでは、自己責任の原則から、キャンセルは非常に困難です。念のため、注文書の裏の約束事を読み返して見てください。キャンセルできない場合は、傷などの修理、または損害賠償を求めることとなります。

ただし、納車された車が、画面上で見たものと明らかに違う場合はキャンセルが可能です。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

